

# 大気の規制及び届出の概要（ばい煙編）

工場・事業場（以下「工場等」という。）における事業活動に伴って発生するばい煙については、「大気汚染防止法」（以下「法」という。）、「県民の生活環境の保全等に関する条例」（以下「県条例」という。）及び「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」（以下「市条例」という。）等による、種々の規制があります。

この手引きは、工場等から排出されるばい煙、硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物に関する規制及び届出の概要について作成したものです。

## 1 規制対象地域

名古屋市全域

ただし、一部地域の工場等については、燃料使用基準が適用されない場合があります。

## 2 規制対象施設（一覧表(p2)参照）

ばい煙発生施設（法・県条例）

大気指定施設（県条例）

窒素酸化物排出施設（市条例）

## 3 ばい煙の規制対象物質（法第2条、法施行令第1条、県条例第2条、県条例施行規則第3条）

法	<b>1 硫黄酸化物</b> <b>2 ばいじん</b> <b>3 有害物質（5物質）</b> (1) カドミウム及びその化合物      (2) 塩素及び塩化水素      (3) ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素 (4) 鉛及びその化合物      (5) <b>窒素酸化物</b>
県条例	<b>1 硫黄酸化物</b> <b>2 ばいじん</b> <b>3 有害物質（22物質）</b> (1) カドミウム及びその化合物      (2) 塩素及び塩化水素      (3) ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素 (4) 鉛及びその化合物      (5) ベンゼン      (6) 硫化水素 (7) 二硫化炭素      (8) シアン及びその化合物      (9) ホルムアルデヒド (10) トルエン      (11) キシレン      (12) ノルマルヘキサン (13) シクロヘキサン      (14) メチルアルコール      (15) 酢酸エチルエステル (16) 酢酸ブチルエステル      (17) メチルエチルケトン      (18) トリクロロエチレン (19) テトラクロロエチレン      (20) ジクロロメタン      (21) アクリロニトリル (22) 酸化エチレン
市条例	(大気汚染物質として) <b>窒素酸化物</b>

注 1 このリーフレットでは、**太字**の物質に係る規制及び届出の概要について説明しています。

注 2 窒素酸化物以外の有害物質は、「大気規制及び届出の概要（有害物質・VOC編）」をご覧ください。

規制対象施設一覧表（法第2条第2項、法施行令第2条、県条例施行規則第4条、市条例施行細則別表第1）

施設の種別	法（ばい煙発生施設）	県条例（ばい煙発生施設）	県条例（大気指定施設）	市条例（窒素酸化物排出施設）
ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く）	1 伝熱面積 10㎡以上又は重油換算 50L/時以上	1 同 左 8㎡以上	1 同 左 10㎡以上	1 同 左 8㎡以上又は50L/時以上
水性ガス又は油ガスの発生用に供するガス発生炉及び加熱炉	2 石炭又はコークスの処理能力 20 t /日以上又は重油換算 50L/時以上（換算方法に注意 注1）	2 同 左 5 t /日以上又は同 左 40L/時以上（換算方法に注意 注1）	2 同 左 20 t /日以上又は同 左 50L/時以上（換算方法に注意 注1）	2 同 左 5 t /日以上又は同 左 40L/時以上
金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む）及び煅焼炉	3 原料の処理能力 1 t /時以上	3 同 左 0.5 t /時以上	3 同 左 1 t /時以上又は重油換算 50L/時以上	3 同 左 0.5 t /時以上
金属の精錬の用に供する溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む）、転炉及び平炉	4 (14の項を除く)	4 (16の項を除く)	4 (15の項を除く)	4 (16の項を除く)
金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉	5 火格子面積 1㎡以上又は羽口断面面積 0.5㎡以上又は重油換算 50L/時以上又は変圧器の定格容量200kVA以上（こしき炉、14、24、25、26の項を除く）	5 同 左 0.5㎡以上又は同 左 0.25㎡以上又は同 左 40L/時以上又は同 左 150kVA以上（16、26、27、28の項を除く）	5 同 左 1㎡以上又は同 左 0.5㎡以上又は同 左 50L/時以上又は同 左 200kVA以上	5 同 左 0.5㎡以上又は同 左 0.25㎡以上又は同 左 40L/時以上又は同 左 150kVA以上（16、22、23、24の項を除く）
金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	6 火格子面積 1㎡以上又は羽口断面面積 0.5㎡以上又は重油換算 50L/時以上又は変圧器の定格容量200kVA以上	6 同 左 0.8㎡以上又は同 左 40L/時以上	6 同 左 1㎡以上又は同 左 0.5㎡以上又は同 左 50L/時以上又は同 左 200kVA以上	6 同 左 0.8㎡以上又は同 左 40L/時以上又は同 左 200kVA以上
石油製品、石油化学製品又はコーラタール製品の製造の用に供する加熱炉	7	7 (32の項を除く)	7	7 (25の項を除く)
石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	8 触媒に附着する炭素の燃焼能力 200kg/時以上	8 同 左 100kg/時以上	13 同 左 200kg/時以上	8 同 左 100kg/時以上
石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	8の2 重油換算 6L/時以上	9 同 左 3L/時以上	8 同 左 6L/時以上	9 同 左 3L/時以上
窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	9 火格子面積 1㎡以上又は重油換算 50L/時以上又は変圧器の定格容量200kVA以上（14、23、26の項を掲げるものを除く）	10 同 左 0.8㎡以上又は同 左 40L/時以上又は同 左 80kVA以上（16、25、28の項を除く）	9 同 左 1㎡以上又は同 左 50L/時以上又は同 左 200kVA以上（15、18、21の項を除く）	10 同 左 0.8㎡以上又は同 左 40L/時以上又は同 左 80kVA以上（16、21、24の項を除く）
無機化学工業品又は食品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む）及び直火炉	10	11	10	11
乾燥炉	11	12	11	12
製鉄、精鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	12 変圧器の定格容量1,000kVA以上（法対象施設でも県条例の届出要）	13 同 左 600kVA以上（法対象施設でも県条例の届出要）	14 同 左 1,000kVA以上	13 同 左 600kVA以上
廃棄物焼却炉	13 火格子面積 2㎡以上又は焼却能力 200kg/時以上	14 同 左 2㎡以上又は同 左 150kg/時以上	12 同 左 2㎡以上又は同 左 200kg/時以上又は重油換算 50L/時以上	14 同 左 2㎡以上又は同 左 150kg/時以上
金属表面の付着油の処理施設（燃焼式のものに限る）		15 重油換算 5L/時以上	23 同 左 5L/時以上	15 同 左 5L/時以上
銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	14 原料の処理能力0.5t/時以上又は火格子面積 0.5㎡以上又は羽口断面面積 0.2㎡以上又は重油換算 20L/時以上	16 同 左 0.3t/時以上又は同 左 0.3㎡以上又は同 左 0.15㎡以上又は同 左 10L/時以上	15 同 左 0.5t/時以上又は同 左 0.5㎡以上又は同 左 0.2㎡以上又は同 左 20L/時以上	16 同 左 0.3t/時以上又は同 左 0.3㎡以上又は同 左 0.15㎡以上又は同 左 10L/時以上
カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	15 容量 0.1㎡以上	17 同 左 0.05㎡以上		17 同 左 0.05㎡以上
塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	16 原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力 50kg/時以上	18 同 左		
塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	17	19 40kg/時以上		
活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る）の用に供する反応炉	18 重油換算 3L/時以上	20 同 左 2L/時以上	16 同 左 3L/時以上	18 同 左 2L/時以上
化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く）	19 原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力 50kg/時以上	21 同 左 30kg/時以上		19 同 左 30kg/時以上
アルミニウムの精錬の用に供する電解炉	20 電流容量 30KA以上	22 同 左 20KA以上		
りん、りん酸、りん酸質肥料又は複合肥料の製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	21 原料として使用するりん鉱石の処理能力 80kg/時以上又は重油換算 50L/時以上又は変圧器の定格容量200kVA以上	23 同 左 50kg/時以上又は同 左 40L/時以上又は同 左 150kVA以上	17 同 左 80kg/時以上又は同 左 50L/時以上又は同 左 200kVA以上	20 同 左 50kg/時以上又は同 左 40L/時以上又は同 左 150kVA以上
ふっ酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設（密閉式のものを除く）	22 伝熱面積 10㎡以上又はポンプの動力 1kW以上	24 同 左 5㎡以上又は同 左 0.375kW以上		
トリポリりん酸ナトリウムの製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	23 原料の処理能力 80kg/時以上又は火格子面積 1㎡以上又は重油換算 50L/時以上	25 同 左 50kg/時以上又は同 左 0.8㎡以上又は同 左 40L/時以上	18 同 左 80kg/時以上又は同 左 1㎡以上又は同 左 50L/時以上	21 同 左 50kg/時以上又は同 左 0.8㎡以上又は同 左 40L/時以上
鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	24 重油換算 10L/時以上又は変圧器の定格容量 40kVA以上	26 同 左 5L/時以上又は同 左 20kVA以上	19 同 左 10L/時以上又は同 左 40kVA以上	22 同 左 5L/時以上又は同 左 20kVA以上
鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	25 重油換算 4L/時以上又は変圧器の定格容量 20kVA以上	27 同 左 2L/時以上又は同 左 10kVA以上	20 同 左 4L/時以上又は同 左 20kVA以上	23 同 左 2L/時以上又は同 左 10kVA以上
鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	26 容量 0.1㎡以上又は重油換算 4L/時以上又は変圧器の定格容量 20kVA以上	28 同 左 0.08㎡以上又は同 左 2L/時以上又は同 左 10kVA以上	21 同 左 0.1㎡以上又は同 左 4L/時以上又は同 左 20kVA以上	24 同 左 0.08㎡以上又は同 左 2L/時以上又は同 左 10kVA以上
硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	27 硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力 100kg/時以上			26 同 左 100kg/時以上
コークス炉	28 原料の処理能力 20t/日以上（法対象施設でも県条例の届出要）	29 同 左 20 t /日以上（法対象施設でも県条例の届出要）	22 同 左 20 t /日以上	27 同 左 20 t /日以上
ガスタービン	29 重油換算 50L/時以上			28 同 左 50L/時以上
ディーゼル機関	30			29 同 左 20L/時以上
ガス機関	31 重油換算 35L/時以上			30 同 左 10L/時以上
ガソリン機関	32 (換算方法に注意 注1)			
加熱炉及び熱風炉			24 重油換算 50L/時以上（2、6、7、9の項を除く）	31 (溶融亜鉛メッキ用加熱炉) 同 左 50L/時以上
ビスコースの製膜施設及び製糸施設		30 原料の処理能力		
パルプ製造の用に供する蒸解施設、濃縮施設及び薬品回収施設		31 5 t /日以上		
金属製品の熱処理施設（処理剤としてシアン化合物を使用するものに限る）		32 重油換算 5L/時以上又は変圧器の定格容量 20kVA以上		25 同 左 5L/時以上 同 左 20kVA以上

注1 法、県条例及び市条例の重油換算とは、「（バーナーの）燃料の燃焼能力の重油換算」をいい、液体燃料10L、ガス燃料16㎡、固体燃料16kgを各々重油10Lに換算することをいう。但し、法、県条例の下記施設は、下記のとおり発熱量換算で重油換算する。

・ガス発生炉のうち、水蒸気改質方式の改質器であつて、水素の製造能力が毎時1,000㎡/時未満の施設（気体燃料及び原料のみを使用するものに限る）。

$$\text{重油換算量 (L/時)} = \text{気体燃料の燃焼能力 (㎡/時)} \times \text{気体の発熱量 (kJ/㎡)} \div 40,000$$

・ガス機関（燃料が気体の場合） 重油換算量(L/時) = 気体燃料の燃焼能力(㎡/時) × 気体燃料の発熱量(kJ/㎡) ÷ 40,186.08

2 県条例のばい煙発生施設の33項以降の施設については、主に有害物質の規制なので記載を省略してあります。（大気規制及び届出の概要（有害物質・VOC編）をご覧ください）

3 法対象施設については、原則、県条例の届出は不要です。但し、□数字の施設については、県条例の届出も必要になります。なお、11の乾燥炉については、輸送用機械器具製造用塗装用乾燥施設及びフェノール樹脂、メラミン樹脂又は尿素系樹脂の製造用乾燥施設についてのみ県条例の届出も必要となります。

4 この手引きにおいて、気体の体積（㎡）は、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態における量に換算したものをいう。ただし、特段の記載がある場合を除く。

## 大気規制一覧（硫黄酸化物・ばいじん・窒素酸化物）

規制対象物質	規制の種類	根拠法令	規制対象施設等 <sup>注1</sup>	番号 <sup>注2</sup>
硫黄酸化物	K 値 規 制 (排 出 口 規 制)	法	法対象ばい煙発生施設	①
		県条例	県条例対象ばい煙発生施設	
	総 量 規 制	法	特定工場等 (法対象ばい煙発生施設で使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算した合計が500L/時以上の工場等)	②
	総 排 出 量 規 制	県条例	大気指定工場等 (大気指定施設の燃焼能力の合計が重油の量に換算した合計で500L/時以上の工場等)	③
	燃 料 使 用 基 準 (重油その他の石油系燃料の硫黄含有率)	法	法対象ばい煙発生施設 (一部地域の工場等については、燃料使用基準が適用されない場合があります)	④
ばいじん	濃 度 規 制	法	法対象ばい煙発生施設	⑤
		県条例	県条例対象ばい煙発生施設	
窒素酸化物	濃 度 規 制	法	法対象ばい煙発生施設	⑥
		県 (指導要領)	「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領」 大気指定工場等に設置する法対象ばい煙発生施設	⑦
		市条例 (指針)	「低NOx型小型燃焼機器普及促進指針」 低NOx型小型燃焼機器	⑧
	総 量 規 制	市条例	大気規制工場 (窒素酸化物排出施設で使用される燃料・原料の量を窒素酸化物の排出特性を勘案して重油の量に換算した合計が500L/時以上)	⑨

注1 規制対象施設については、p 2を参照してください。

2 番号の欄にある数字は、p 4以降の番号に対応しています。

### ばい煙に係る施設の基準（県条例第24条、施行規則第22条 別表第11）

項番号 <sup>注1</sup>	施 設 名	対象規模	基 準
1	金属の精製又は鑄造用の溶解炉 (炉床非伝導式直接弧光炉に限る。)	変圧器の定格容量 200kVA以上	建屋集じん装置の設置又はこれと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
2	乾燥炉 (骨材乾燥炉に限る。)	バーナーの燃料の焼却能力が重油換算 50 L/時以上	ろ過式集じん装置 <sup>注2</sup> 若しくは高性能湿式集じん装置の設置、又はこれと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	電気炉 (製鋼又は合金鉄の製造用に限る。)	変圧器の定格容量 1,000kVA以上	建屋集じん装置の設置又はこれと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

注1 項番号とは、県条例施行規則別表第11の項番号をいう。

2 ろ過式集じん装置とは、バグフィルターをいい、高性能湿式集じん装置とは、主にベンチュリースクラバー又はジェットスクラバー等をいう。

## 4 規制基準

### ○硫黄酸化物

#### ①K値規制（法施行令第5条、法施行規則第3条、同第7条、県条例施行規則第9条）

$$K = q \times 10^3 / H e^2$$

（q：硫黄酸化物の量（m<sup>3</sup>/h）、He：補正された排出口の高さ（m））

区分	法			県条例	
設置年月日	～S47.1.4	S47.1.5～S49.3.31	S49.4.1～	～S49.9.29	S49.9.30～
排出基準（K値）	3.0	2.92	1.17	3.0	1.17

注1 小型ボイラー（伝熱面積10m<sup>2</sup>未満；以下同じ）については、S60.9.10以降に設置されるものが適用される。

2 ガスタービン及びディーゼル機関の排出ガス量が1万m<sup>3</sup>/時未満の既存施設[S61.1.31以前]については適用されない。

3 ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関で非常用施設については適用されない。

#### ②総量規制（法施行令第7条の2、同第7条の3、法施行規則第7条の2、同第7条の3、昭和51年3月31日愛知県告示第328号）

対象：法対象ばい煙発生施設（1～14、18、21、23～26、28～32の項が該当）で使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算した合計が500L/時以上の工場等

区分	基準式：硫黄酸化物の排出許容量（m <sup>3</sup> /時）
既設（S51.3.31以前）	$2.17 \times 10^{-3} \times W^{0.95}$
特定工場等の新設、既設の特定工場等の施設の設置等	$2.17 \times 10^{-3} \times W^{0.95} + 1/3 \times 2.17 \times 10^{-3} \times \{ (W + W_i)^{0.95} - W^{0.95} \}$
W：S51.3.31（小型ボイラーはS60.9.9、ガスタービン、ディーゼル機関はS63.1.31、ガス機関、ガソリン機関はH3.1.31）以前に設置されたばい煙発生施設で使用される燃原料の合計値（L/時） W <sub>i</sub> ：S51.4.1（小型ボイラーはS60.9.10、ガスタービン、ディーゼル機関はS63.2.1、ガス機関、ガソリン機関はH3.2.1）以後に設置されたばい煙発生施設で使用される燃原料の合計値（L/時）	

#### ③総排出量規制（県条例施行規則第26条、同第28条、同第29条）

対象：大気指定施設の燃焼能力の合計が重油の量に換算した合計で500L/時以上の工場等

区分	基準式：硫黄酸化物の排出許容量（m <sup>3</sup> /時）
既設（S49.9.29以前）	$0.7 \alpha S_2 (a W_1 + b) + 0.31 Q'$
既設の大気指定工場等の施設の設置等	$0.7 \alpha S_2 (a W_1 + b) + 0.7 \alpha S_3 \{ (a W_2 + b) - (a W_1 + b) \} + Q'' + 0.31 Q'$
新設（S49.9.30）以降	$0.7 \alpha S_3 (a W_2 + b) + Q''$
W <sub>1</sub> ：S49年9月29日現在の大气指定施設の燃焼能力の合計値（L/時） W <sub>2</sub> ：大気指定施設の燃焼能力の合計値（L/時） Q'、Q''：大気指定施設から燃料以外のものの燃焼によって排出される硫黄酸化物の量 a、b、α S <sub>2</sub> 、α S <sub>3</sub> ：定数	

☆『重油換算』と『重油の量への換算』とは異なることに注意

	重油換算	重油の量への換算
使用法	ばい煙発生施設の規模の算定	総量規制、総排出量規制の規模、規制の算定
換算方法	液体燃料10L、気体燃料16m <sup>3</sup> 、固体燃料16kgを各々重油10Lに換算（ガス発生炉の一部及び気体を燃料とするガス機関は、p2の注1参照）	熱量を基に換算係数が定められている 軽油1Lを重油0.95L、灯油1Lを重油0.90L、都市ガス1m <sup>3</sup> を重油1.066Lに換算

#### ④燃料使用基準（法第15条、同第15条の2）

以下の区域内の法対象ばい煙発生施設を有する全ての工場等及び区域外の特定工場等以外の工場等に適用（区域外の特定工場等には燃料使用基準は適用されません。）

南区天白町から宝神町に至る国道23号と天白川右岸線との交差点を起点とし、順次同右岸線、植田川右岸線、一般国道153号、市道八事線、県道名古屋長久手線、市道田代本通線、市道天満通線、矢田川左岸線、庄内川左岸線及び南区天白町から宝神町に至る国道23号を経て起点に至る線で囲まれた区域

注 燃料使用基準：硫黄分含有量 0.5%以下

○ばいじん

⑤濃度規制（法・県条例）（抜粋。その他の施設についてはお問い合わせください）

施設の種類、設置年月日及び規模ごと等に許容限度が定められています。（⑥も同じ）

表1 ばいじんの規制基準（法第3条、法施行規則第4条、同第7条、昭和48年3月30日愛知県条例第4号）

施設	設置年月日	規制基準値 (g/m <sup>3</sup> ) ( ) 内は、標準の残存酸素濃度 (%)				
		～S46.6.23*		S46.6.24～ S46.9.30**	S46.10.1～ S57.5.31**	S57.6.1～
法 重油専焼ボイラー 小型ボイラー〔伝熱面積10 m <sup>2</sup> 未満〕を除く	20以上	0.05 (0s)	0.07 (4)	0.05 (0s)	0.05 (4)	0.04 (4)
	4～20	0.10 (0s)	0.18 (4)	0.05 (0s)	0.15 (4)	0.05 (4)
	1～4	0.20 (0s)	0.25 (4)	0.20 (0s)	0.25 (4)	0.15 (4)
	1未満	0.30 (0s)		0.20 (0s)		0.15 (0s)
法 ガス専焼ボイラー 小型ボイラー〔伝熱面積10 m <sup>2</sup> 未満〕を除く	20以上	0.05 (0s)	0.05 (5)	0.05 (0s)	0.05 (5)	0.03 (5)
	4～20	0.10 (0s)	0.05 (5)	0.05 (0s)	0.05 (5)	0.03 (5)
	1～4	0.20 (0s)	0.10 (5)	0.10 (5)		0.05 (5)
	1未満	0.10 (5)		0.10 (5)		0.05 (5)
法 都市ガス、A重油、灯油、 軽油使用の小型ボイラー		適用猶予				
県 ガス、重油専焼ボイラー		0.30 (0s)			0.20 (0s)	

※ いずれか厳しい方を適用する。

注1 0sとは、標準酸素濃度への換算を行わないもの

2 換算濃度＝測定濃度×(21－標準酸素濃度)／(21－測定酸素濃度) (下表も同じ)

○窒素酸化物

⑥濃度規制（法）（抜粋。その他の施設についてはお問い合わせください）

表2 窒素酸化物の規制基準（法第3条、法施行規則第5条）

施設	設置年月日	規制基準値 (ppm) ( ) 内は、標準の残存酸素濃度 (%)				
		～S48.8.9	S48.8.10～ S50.12.9	S50.12.10～ S52.6.17	S52.6.18～ S52.9.9	S52.9.10～ S54.8.9
法 重油専焼ボイラー 小型ボイラー〔伝熱面積10m <sup>2</sup> 未満〕を除く	50以上	180 (4)		150 (4)	130 (4)	
	4～50	190 (4)	180 (4)	150 (4)		
	1～4	230 (4)		150 (4)		
	1未満	250 (4)			180 (4)	
法 ガス専焼ボイラー 小型ボイラー〔伝熱面積10m <sup>2</sup> 未満〕を除く	50以上	130 (5)		100 (5)	60 (5)	
	10～50	130 (5)		100 (5)		
	4～10	130 (5)			100 (5)	
	1～4	150 (5)		130 (5)		
	1未満	150 (5)				

⑦工場等に係る窒素酸化物対策指導要領（県）

対象工場	大気指定工場等	
指導内容	新增施設 (S58.6.15以降に設置された法ばい煙発生施設)	規制基準の20%以上の低減等
	既設施設 (S58.6.14までに設置された法ばい煙発生施設)	規制基準の5%以上の低減等

注 熱源として電気を使用する施設及び都市ガス、LNG又はLPGを専焼するボイラーは対象外とする。

⑧低NOx型小型燃焼機器普及促進指針（平成15年9月30日名古屋告示第411号）（抜粋）

施設	ガス	灯油	A重油
業務用小型ボイラー（伝熱面積10m <sup>2</sup> 未満）	50ppm以下 (0%)	80ppm以下 (0%)	100ppm以下 (0%)
吸収式冷温水発生機（伝熱面積10m <sup>2</sup> 未満）	60ppm以下 (0%)	80ppm以下 (0%)	100ppm以下 (0%)

( ) 内は、標準の残存酸素濃度 (%)

⑨総量規制（大気規制工場）（市条例第14条、市条例施行細則第7条）

対象工場	窒素酸化物排出施設を定格能力で運転する場合に使用される燃料・原料の量を窒素酸化物の排出特性を勘案して重油の量へ換算したものの合計が500L/時以上
規制基準 (g/時)	$3.705 \times \{ \Sigma (C_1 \cdot F_1) + \Sigma (C_2 \cdot F_2) \}^{0.94}$
F <sub>1</sub> 、F <sub>2</sub> ：窒素酸化物排出施設を定格能力で運転する場合に使用される燃料・原料の量を重油の量へ換算したもの C <sub>1</sub> 、C <sub>2</sub> ：定数 F <sub>1</sub> 又はC <sub>1</sub> ：平成元年9月30日現に設置されている施設 F <sub>2</sub> 又はC <sub>2</sub> ：平成元年10月1日以後に設置された施設	

5 ばい煙量等の測定頻度（法第16条、県条例第23条、市条例第23条）

区分 物質	法対象施設		県条例対象施設		市条例対象施設 〔法・県条例対象施設の場合は、左の列を適用する。〕	
	ばい煙発生施設の区分	測定時期	ばい煙発生施設の区分	測定時期		
硫黄 酸化物	硫黄酸化物の排出量が10m <sup>3</sup> /時以上の施設	2月を超えない作業期間ごとに1回以上	（硫黄酸化物に係る全施設…燃料中の硫黄含有率）義務ではないが、基準遵守及びSO <sub>x</sub> 排出量把握のために、燃料中の硫黄分の確認等実施すること。		—	
	上記施設で硫黄酸化物に係る特定工場等に設置されている施設	常時				
	（硫黄酸化物に係る全施設…燃料中の硫黄含有率） 右記参照					
ばいじん	ガス専焼のボイラー、ガスタービン及びガス機関	5年に1回以上	ばいじんに係る全施設	5年に1回以上 （リンゲルマン濃度表を用いる場合は、7日を超えない作業期間ごとに1回以上）	—	
	燃料電池用改質器			年1回以上 （リンゲルマン濃度表を用いる場合は、7日を超えない作業期間ごとに1回以上）		
	廃棄物 焼却炉	燃焼能力が4 t/時以上				2月を超えない作業期間ごとに1回以上
		燃焼能力が4 t/時未満*		年2回以上		
その他 の施設	排出ガス量が4万 m <sup>3</sup> /時以上の施設	2月を超えない作業期間ごとに1回以上				
	排出ガス量が4万 m <sup>3</sup> /時未満の施設*	年2回以上				
窒素 酸 化 物	燃料電池用改質器	5年に1回以上	法と同じ	法と同じ	法と同じ （但し、小型ボイラーも対象）	
	大気 規制 工場 の施設	排出ガス量が2万 m <sup>3</sup> /時以上の施設				常時
		排出ガス量が2万 m <sup>3</sup> /時未満の施設*				年2回以上
	大気 規制 工場 以外	燃料電池用改質器				5年に1回以上
排出ガス量が4万 m <sup>3</sup> /時以上の施設		2月を超えない作業期間ごとに1回以上				
有害物 質（窒素 酸化物 除く）	排出ガス量が4万 m <sup>3</sup> /時以上の施設	2月を超えない作業期間ごとに1回以上	排出ガス量が4万 m <sup>3</sup> /時以上の施設	2月を超えない作業期間ごとに1回以上	—	
	排出ガス量が4万 m <sup>3</sup> /時未満の施設	年2回以上	排出ガス量が4万 m <sup>3</sup> /時未満の施設	年2回以上（検知管法による場合は月1回以上）		
記録の保存		測定した結果は、3年間保存する。				

※ 6月/年以上継続休止する季節稼働施設等については、1回/年以上とする。

注 1 市条例に基づく測定頻度又は方法が困難と認められる場合は、別途協議するものとする。

2 当分の間、排出基準を適用しないとされているばい煙については、測定の対象とはしない。

3 「ばい煙排出者の自主的な取り組みにより、排出基準又は総量規制基準が定められていないばい煙について測定することを排除するものではない。」とされている。

4 排出ガス量は、施設を定格能力で運転する時の湿りガス量である。

## 6 届出について

- (1) 法もしくは県条例のばい煙発生施設等又は県条例の大気指定工場を設置（使用）するときあるいは施設の構造、使用の方法(燃料を含む)、処理の方法を変更するとき等

発生施設等	届出の種類	届出の期日
ばい煙発生施設(法・県条例) 大気指定工場等(県条例)	設置届出	工事開始の60日前まで
	使用届出	事由の生じた日から30日以内
	変更届出	工事開始の60日前まで

※ばい煙発生施設を設置するとき、事業場全体のばい煙発生施設の燃焼能力の重油の量に換算したものの合計が増加して500L/時以上になる場合、県条例大気指定工場等の設置届、市条例大気規制工場の設置許可申請が必要になる場合があります。

- (2) 市条例の大気規制工場を設置するときあるいは該当施設が増減するとき等

工場等	申請の種類	届出・申請の期日
大気規制工場(市条例)	設置許可申請	工事開始の前日まで(但し、許可後に工事開始すること)
	使用届出	事由の生じた日から30日以内
	変更許可申請	工事開始の前日まで(但し、許可後に工事開始すること)
	工事完了届出	工事が完成した日から15日以内

- (3) (1)・(2)の届出者が、次の事由に該当するとき。

事 由	届出の種類	届出の期日
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったとき	氏名等変更届	30日以内
工場等の名称及び所在地に変更があったとき		30日以内
ばい煙発生施設等の使用を廃止したとき	使用廃止届出 <sup>注</sup>	30日以内
ばい煙発生施設等を借り受けたり譲り受けたとき。相続又は合併があったとき	承継届出	30日以内

注1 市条例の大気規制工場に該当する際は、市条例の変更許可申請が必要になる場合があります。

- 2 県条例の大気指定工場に該当する際は、県条例の変更届が必要になる場合があります。

### 環境保全・省エネルギー設備資金融資について

名古屋市では、中小企業の方々が、公害の防止その他の環境保全対策を実施するために必要な資金を長期かつ低金利で融資する「環境保全・省エネルギー設備資金融資」を実施しています。この融資を受けられた方には、支払った利子に対して、名古屋市が全額または半額の利子補助を行います。

詳しくは環境局大気環境対策課(☎972-2674)までお問い合わせください。

### 届出・ご相談・お問い合わせ先

- 大気汚染防止法、県民の生活環境の保全等に関する条例、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例について：工場等の所在区を管轄する公害対策担当（下表参照）
- 電気事業法について：中部近畿産業保安監督部電力安全課 電話951-2817

市外局番(052)

名東区公害対策室(北東部公害対策担当) (担当区：千種・昭和・守山・名東)	名東区上社二丁目50 (名東区役所1階)	☎ 778-3108 FAX 778-3110
西区公害対策室(北西部公害対策担当) (担当区：東・北・西・中村・中)	西区花の木二丁目18-1 (西区役所5階)	☎ 523-4613 FAX 523-4634
南区公害対策室(南東部公害対策担当) (担当区：瑞穂・南・緑・天白)	南区前浜通3-10 (南区役所2階)	☎ 823-9422 FAX 823-9425
港区公害対策室(南西部公害対策担当) (担当区：熱田・中川・港)	港区港栄二丁目2-1 (港保健センター3階)	☎ 651-6493 FAX 651-5144

名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課 ☎972-2674(直通) FAX972-4155

届出書等は名古屋市公式ウェブサイト(<http://www.city.nagoya.jp/>)からダウンロードできます。

(事業向け情報→ごみ・環境保全→申請書・届出書ダウンロード→環境保全に関する法律・条例等の届出書・申請書(総目次)→大気関係)

環境保全 目次 [サイト内検索](#)



(R3.4)